

平成28年度資金管理計画

平成28年4月

杉並区会計管理室会計課

平成28年度資金管理計画

杉並区資金管理方針に基づき、平成28年度資金管理計画を次のとおり定めます。

なお、本計画が対象とする資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金とします。

1 経済・金利動向の見方

米国では、連邦準備制度理事会（FRB）が、金利正常化のために昨年末に1回目の利上げを実施しましたが、米国以外の地域において経済が減速する中で、景気の先行き不透明感が増しており、今後の利上げについては慎重に進められようとしています。

欧州においても、景気は緩やかな回復を続けていますが、一部銀行の経営状態の悪化など域内経済の下振れリスクが高まっており、欧州中央銀行（ECB）はデフレ状態に陥るのを回避するためにマイナス金利政策を継続しています。また、中国をはじめとする新興国においても成長力の低下や減速傾向が続いています。

こうした世界経済の変動の影響を受け、国内の景気は、緩やかな回復基調に変化はないものの、個人消費や輸出の伸び悩みが続いており、消費者物価も前年比ゼロ近辺の状態にあります。

日本銀行（以下、日銀）は、2%の物価安定目標を早期に実現するために、1月、金融機関が日銀に預けている当座預金の一部にマイナス金利を適用する、新たな緩和政策の導入を決定しました。日銀は、マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策（三次元の金融緩和政策）によって、マネーストックの増加を促し、家計と企業両部門において前向きな循環メカニズムを強め、景気の力強い回復と物価の上昇を実現しようとしています。

マイナス金利の導入により、国内金利は長期国債の利回りがマイナス水準となるほか、金融機関の預金利率も過去最低と同水準になるなど、金利水準の下押し圧力が強まっています。しかし、これまでの量的・質的金融緩和政策によって、わが国の金融環境はすでに極めて緩和された状態にあり、政府・日銀の目指す安定的な成長及び、物価上昇の実現にはさらに相当な時間を要すると考えられるので、金利が本格的に上昇に転じる時期はかなり先になると思われま

す。

以上の基本的認識に基づきまして、平成28年度の資金管理においては、経済環境や金利動向を注視しつつ運用を行います。

2 資金管理計画策定の考え方

歳計現金の収支状況は、事業実施に伴う支出の時期と、税込、国・都の支出金や区債等の歳入時期のずれから、一時的に不均衡が発生して、支払準備金が極端に減少する局面があります。そのため、歳計現金と基金運用状況を把握し、柔軟な運営をすることが求められています。

積立基金総額は、平成23年度まで減少を続けていましたが、平成24年度末に増加に転じ、平成27年度末まで4年連続の増加となりました。

今後、基金活用の重要性は、「杉並区区立施設再編整備計画」（以下「施設再編整備計画」）の推進など様々な行政需要に対応するため、一層増していくものと考えられます。

平成28年度の運用収益については、日銀によるマイナス金利政策の影響で金利全体が極めて低水準に推移することを受け、前年度に比べて減少すると予測されます。

もとより、区の歳計現金等（歳計現金、歳入歳出外現金、運用基金を含む）については、地方自治法施行令により指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければなりません。また、基金については、地方自治法により、確実かつ効率的に運用することが求められます。

以上のことから、資金管理においては、「安全性（元本の保全）」「流動性（現金化の容易度）」「効率性（収益の向上）」を確保する視点を基本としつつ、特に本年度につきましては、元本保全、元本毀損の回避を第一に安全運用を心がけることとします。

3 歳計現金等（歳計現金、歳入歳出外現金、運用基金を含む）

（1）資金収支の見通し

平成28年度の歳計現金等の収支状況は、例年のとおり特別区税や国民健康保険料を収納する時期の関係で4月から6月ごろにかけて一時的に支払準備金の余裕がなくなると予測されますので、この時期の資金需要については、特に注意深く見守る必要があります。

（2）資金運用計画

- ① 支払準備金は、流動性預金で保管します。
- ② 余裕資金については、定期性預金等を中心に金利動向を考慮しながら保管します。

日々の支払のための支払準備金については、指定金融機関の普通預金等の流動性預金で保管します。今年度においても、引き続き収支見込額を精

査し必要な支払準備金額の確保に努め、支払準備金を上回る余裕資金については、安全かつ効率的な運用を図るため、定期性預金で保管します。

なお、定期性預金については、金利動向および資金需要等を見極めながら預け入れ期間および預け先の決定を行うこととします。

4 基金（積立基金）

（1）基金残高の見込み

平成27年度末の積立基金残高は約461億円ですが、下表のとおり施設整備基金約23.7億円など総計約41億円の基金の取崩が予定されており、繰越金等の積み立てを考慮しない場合には、平成28年度末の基金残高は約428億円程度と見込んでいます。

基金の状況

(単位：千円)

基金名	施設整備基金	財政調整基金	減債基金	NPO支援基金	社会福祉基金
27年度末残高	6,006,956	33,740,005	1,266,843	11,263	572,973
積立予定額	8,411	47,244	409,363	2,518	10,630
取崩予定額	△2,373,000	△900,000	△328,800	△2,500	0
28年度末残高	3,642,367	32,887,249	1,347,406	11,281	583,603
基金名	区営住宅整備基金	みどりの基金	次世代育成基金	介護給付費準備基金	合計
27年度末残高	2,091,316	4,866	106,090	2,299,134	46,099,446
積立予定額	183,780	5,016	10,131	115,134	792,227
取崩予定額	△100,000	△5,000	△23,458	△361,486	△4,094,244
28年度末残高	2,175,096	4,882	92,763	2,052,782	42,797,429

※27年度末残高は、平成28年3月31日現在高(四捨五入により千円単位表記)。

（2）資金運用計画

平成28年度の運用においては、基金の積立、取崩の計画等に基づき金額を決定のうえ、今後実施される施設再編整備計画など、区の施策に沿った資金需要に機動的に対応をしつつ、金利動向を注視しながら運用を行います。

○債券による運用については、これまで将来の金利変動に備え5年程度の運用期間内で年度毎の償還金額の平準化を図るラダー型構成の構築を原則としてきましたが、債券の満期償還に伴う資金の再投資については、期間10年までの国債の最終利回りがマイナスになっている限りにおいては、再投資準備資金として一時的に預金に退避するなど、元本保全を第一に考え

て運用を行うこととします。この結果、ラダー型構成が維持できなくなる可能性があります。

なお、運用収益の向上策として、基金の1割程度を上限に、長期債等の購入を図り、金利全体の状況によっては、保有債券の中途売却を行うなど運用仕法の工夫に努めます。

○預金による運用については、定期性預金等を中心に金利動向や資金収支等を見極めながら、運用収益の確保に努めます。具体策として、定期性預金の預け入れについては、複数の金融機関を対象とする金利の引き合いを原則として、資金需要の時期を考慮した満期を設定して流動性を確保するとともに運用収益を追求します。

全体の運用額に占める預金の比率は、今後の区の財政状況や施策の推進状況に合わせて柔軟で迅速な対応を考慮して、概ね50%とします。

なお、前述のとおり債券運用に際して金利条件が著しく悪い場合については、一時的な待機資金として預金による運用を実施します。（この場合は上記保有比率の管理の対象外とします。）

5 債券及び預金の選択基準

(1) 債券の選択基準

運用商品は、国債証券、政府保証債証券、地方債証券、財投機関債（以下、「国債証券等」という。）を中心に安全性の高い債券を対象とします。

国債証券等以外の債券を購入する場合は、元本保全の観点から信用力が高く、債務履行の確実性が高いと判断される債券とします。

信用力、債務履行の判断については、金融庁に信用格付業者登録をしている格付け機関の格付けにおいてA格以上、同一銘柄に対する格付評価が分かれる場合は、その中で比較して最低の格付がA格以上のものとします。

また、国が所有または経営する企業が発行する債券においては、前記の基準を満たし、かつ、国が発行株式を保有していることを判断基準とします。

(2) 預金の選択基準

預金の預け入れ先となる金融機関の選択にあたっては、「自己資本比率」「格付け」等の指標に基づき、経営状況を分析して判断します。また、格付けを有しない金融機関への預け入れについては、経営状況に関する指標などを把握分析すると同時に、区内での事業展開の状況等の区への貢献度等も勘案して判断します。

預け入れ先を決定した場合には、預け入れ先金融機関に対して定期的にディスクロージャーを求めています。

金融機関の経営状況の分析については、「株価」を監視指標として位置づけ、その動向把握に努めるとともに、企業の信用力を評価する「格付け」についても、その動向に注目し定期的な監視に努め、「株価」「格付け」のいずれか一つでも経営状況の悪化を示す兆候がみられた場合には、随時、当該金融機関から経営状況の報告を求めます。

なお、預金については分散運用を図り、一金融機関あたりの預金限度額を別途設けることとします。ただし、再投資準備資金としての待機資金については、その旨明記の上、一時的に預金限度額を超過して預け入れすることができることとします。

以上